

災害又は事故における法面応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び港湾などの公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）等に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の法面応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故等により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の現場状況確認及び緊急的な法面応急対策工事（以下「法面応急対策業務」という。）を行い、公共土木施設等の機能確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（法面応急対策業務協力者）

第3条 乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を法面応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

- 2 乙は、支部内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。
- 4 第9条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。
- 5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第4条 甲は、法面応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から法面応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

（出動要請）

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができるとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。
- 4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(法面応急対策業務の実施)

第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに法面応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の法面応急対策業務の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。

3 施行者は、法面応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、法面応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

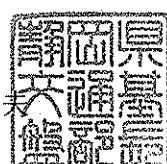
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年7月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

長島 郁夫



(乙) 愛知県名古屋市中村区畑江通4丁目22番地

一般社団法人 全国特定法面保護協会

中部地方支部長

浅野 敬文



(別表)

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長



災害又は事故における法面応急対策業務に関する協定書 実施細目

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部長（以下「乙」という。）との間で平成24年7月18日に締結した「災害又は事故における法面応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（法面応急対策業務の内容）

第1条 協定書第1条で規定する法面応急対策業務の内容は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合における緊急に行う現場状況確認及び応急復旧や緊急措置に該当する不安定土塊・岩塊の除去・モルタル吹付等の法面応急対策工事をいう。

（出動要請）

第2条 協定書第5条第3項により、電話等にて法面応急対策業務の施行を要請する場合は、出動要請書に準じた内容を連絡するとともに、相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、出動要請書を送信するものとする。

（法面応急対策業務の実施）

第3条 協定書第6条により施行者が法面応急対策業務を施行する場合は、土木工事共通仕様書等によるものとする。ただし、甲に提出する書類及び時期は、甲の指示によるものとする。

（様式）

第4条 協定書に示された様式は次号のとおりとする。

- （1）法面応急対策業務 協力者名簿〔協定書第3条第2項関係〕 （様式第1号）
- （2）法面応急対策業務 実施要請書及び応諾書〔協定書第5条第1項関係〕 （様式第2号）
- （3）現場状況確認 報告書〔協定書第6条第5項関係〕 （様式第3号）
- （4）法面応急対策工事 進捗・完成報告書〔協定書第6条第5項関係〕 （様式第4号）

（疑義の解決）

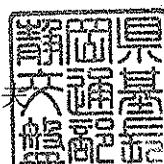
第5条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成24年7月18日

（甲） 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

長島 郁夫



（乙） 愛知県名古屋市中村区畠江通4丁目22番地

一般社団法人 全国特定法面保護協会

中部地方支部長

浅野 敬文



法面応急対策業務 実施要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

(要請者) 静岡県 所長 印

「災害又は事故における法面応急対策業務に関する協定書」第5条に基づき、
次のとおり要請する。

(応諾者) 会社名
 住 所
 電話番号

要請の種類	現場状況確認 <input checked="" type="checkbox"/> 法面応急対策工事 <input type="checkbox"/> (どちらかに○)
要請の理由	
施設名等	
場所	市・町 地内・地先
要請する業務の内容	
摘要 (見取図等)	
担当課・支所／担当者名	/

法面応急対策業務 応諾書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記業務の実施について応諾する。

(応諾者) 会社名 印
 住 所
 電話番号

※不要な字句は二重線で消すこと。

現場状況確認 報告書

提出年月日時 平成 年 月 日 時 分

(応諾者)

会社名

住所

電話番号

法面応急対策業務 実施要請書 第 号に基づき、現場確認結果を報告する。

施設名等	
場所	市・町 地内・地先
着手日時	年 月 日 時 分
実施内容	
摘要	

※不要な字句は二重線で消すこと。

法面応急対策工事 進捗・完成報告書

提出年月日時 平成 年 月 日 時 分

(応諾者) 会社名 _____
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

法面応急対策業務 実施要請書 第 _____ 号に基づく、工事の
 進捗・完成状況を報告する。

施設名等							
場所	市・町			地内・地先			
着手日時	年 月 日 時 分						
実施内容							
完了(予定)日時	年 月 日 時 分						
概略工程表 パーチャート (実績および 今後の予定) ※必要に応じて 記載する	月日 工種						
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	全体の進捗率%						
摘要							

※不要な字句は二重線で消すこと。

